

第 281 回定例会質疑

2015 年 3 月 9 日（月）

1 提出議案知事説明要旨 「人口減少社会への対応」 人口減少が著しい半島地域の振興について

(1) 半島地域における人口減少率及び高齢化率の状況について伺いたい。

答え 総務省の人口推計による平成 15 年から 25 年までの過去 10 年間における本県の両半島地域の人口減少率と高齢化率は、人口減少率については、津軽半島地域が 12.4%、下北半島地域が 10.3%となっており、本県平均の 8.4%に比べ、それぞれ津軽半島地域は 4 ポイント、下北半島地域は 1.9 ポイント高くなっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に推計した将来の人口減少率では、平成 22 年から 37 年までの 15 年間で、全国が 5.8%、本県が 15.4%のところ、津軽半島地域は 21.5%、下北半島地域は 16.2%となっており、半島地域においては、今後の人口減少率も他地域より加速する結果となっております。

次に、高齢化率について、平成 25 年 10 月 1 日現在で、津軽半島地域は 32.2%、下北半島地域が 28.5%となっており、本県平均の 27.9%に比べ、それぞれ、津軽半島地域では 4.3 ポイント、下北半島地域では 0.6 ポイント高い結果となっており、両半島地域については、本県平均に比べて人口減少率及び高齢化率ともに高い状況となっております。(企画政策部長)

(2) 両半島地域の新たな半島振興計画策定にあたっての見通しと半島振興に向けた今後の展望について伺いたい。

答え 半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域の関係都道府県知事は、半島振興計画を策定し、これに基づき交通体系の整備、農林水産業の振興、観光の振興など、それぞれの半島地域の実情に応じて施策を推進していくこととなっています。

現在の半島振興計画は、平成 17 年に半島振興法が延長された際に国から策定指針が示され、関係市町村や国との協議を経て、同年 12 月に主務大臣の同意を得て策定したもので、今年度末が期限となっております。

半島振興計画について、今回、半島振興法が改正され、延長された場合においても、その作業スケジュール等は、前回の法改正時と同様となるこ

とが想定されているところであり、県としては国からの指針を受け、速やかに新たな半島振興計画の策定に着手していきたいと考えています。

新たな半島振興計画の策定に当たっては、人口減少社会への対応にも資するよう、それぞれの半島地域の豊かな自然環境や多種多様な農林水産物、独自の歴史や文化といった地域特性を踏まえ、例えば北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業を契機とする観光施策の一層の推進や、下北半島や道南地域等との広域連携の推進による交流人口の拡大など、県の基本計画とも整合性を図りながら半島地域の振興につなげるものにしていきたいと考えています。(青山副知事)

2 議案第 23 号 青森県職員定数条例の一部を改正する条例案 県立病院第 2 期新成長プランの取組について

(1) 条例の改正内容について伺いたい。

答え 病院局において、平成 19 年 4 月に地方公営企業法の全部適用以来、県立病院改革プラン、県立病院新成長プランに基づき医療機能の充実強化と経営基盤の強化等に取り組んでまいりました。

今年度で県立病院新成長プランの計画期間が終了することから、平成 27 年度から平成 30 年度までを計画期間とする県立病院第 2 期新成長プランを新たに策定したところです。

今回の青森県職員定数条例の改正につき、新たに策定した県立病院第 2 期新成長プランを着実に実施していくため、病院事業会計の職員定数を増員することとした次第です。

また県立中央病院として、専門医の確保やシニアレジデントの育成等による医師の増、専門・認定看護師の育成等による看護提供体制の強化のための看護師の増、それから病棟や外来における薬剤管理、服薬指導等の薬剤業務の機能強化のための薬剤師の増、がん、循環器などの疾患別リハビリテーション提供体制の充実強化のための理学療法士等の増など、計画期間の 4 年間に、医師 31 名、看護師 30 名、薬剤師や理学療法士などの医療技術員 43 名の計 104 名の増員を計画しているところです。(病院局長)

(2) 県立病院第 2 期新成長プランにおける県立中央病院の取組の方向性について伺いたい。

答え

県立中央病院は、県立唯一の総合病院として、高度かつ専門的な医療を提

供

する高度急性期の機能や政策医療を担っていくこととしております。

まず、高度急性期の機能を発揮するためには、人的・物的資源を集中的に投

入して、患者さんの入院期間を短縮し、早期の家庭復帰、社会復帰につなげる必要があります、そのためには、一定数以上の医師や看護師等の医療スタッフの確保が必須となりますが、現在、国では急性期病院が過剰であるとの認識から、その設置基準が年々厳しくなっております。

ちなみに、大学附属病院に準じた医療機能を有する病院として国が認定しておりますDPCII 群病院は、以前、県内に3施設を数えておりましたが、現在は、東北六県の中で、青森県立中央病院のほか、宮城県、岩手県にそれぞれ1施設が認定されているにすぎません。

このII群病院の基準を維持するためにも人材確保に向けた取り組みの強化が求められております。

病院・病床機能の分化、連携を推進するためには、県立中央病院から退院した患者さんの受け皿となる地域の医療機関等との連携が一層重要となることから、介護施設を含めました地域の医療機関等とのネットワーク化の推進に積極的に取り組むこととしております。

さらに、良質な医療を提供していくためには、健全な病院経営を行っていく必要があることから、施設基準の積極的な取得等を通じた収益の向上を図るとともに、費用の効率的な執行に努めるなど、引き続き経営の一層の効率化を推進することとしております。

また、高度かつ専門的で良質な医療を提供するためには、最新の医療機器等の整備など、必要となる投資を計画的に行っていくこととし、施設設備の高度化を推進してまいりたいと考えております。(病院事業管理者)

(3) 平成27年度に策定が予定されている地域医療構想にどのように対応するのか伺いたい。

答え 県では、平成二十七年度に、急性期、慢性期などの地域の医療機能の将来の必要量を含め、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化を適切に推進するための地域医療構想を策定することとしております。

病院局においては、地域医療構想で求められる県立病院の役割に迅速かつ的確に対応するため、地域医療構想が策定された後、必要な事項において、適宜、経営計画の見直しを行うこととしております。(病院事業管理者)

再質問 中長期にわたる将来ビジョンを念頭に継続した取組が必要と考えるが、プランや医療提供体制の継続性の確保についてどのように考えているのか伺いたい。

答え 県立唯一の総合病院として、引き続き急性期医療機能の充実と政策医療の推進ということを最優先課題として取り組むこととしております。

具体的には、県民から期待の大きい高度医療、専門医療、救急医療等について取り組んでいくとともに、地域完結型医療の推進を一層強化していくこととしております。

また、各種施設基準等の積極的な取得等を通じて収益の向上を図るとともに、医療の効率的な執行に努めるなど、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えておりますが、この方向性につきましては基本的な理念とも相通ずるものであり、状況のいかんにかかわらず、維持継続すべきものと考えております。

今後とも、医療スタッフの確保に努めながら、国の医療政策や県が指定します地域医療構想で求められる県立病院の役割に速やかに対応するなど、医療提供体制の変化に迅速かつ的確に対応するとともに、新しい青森の医療モデルの創造につなげていくよう努めてまいりたいと思っております。

(病院事業管理者)

3 提出議案知事説明要旨 「健康で長生きな青森県の実現に向けた取り組み」について。

(1) 短命県返上に向けたがん対策について

ア 市町村がん検診受診率の向上に向けた県の取組について伺いたい。

答え 青森県のがんの実態に関する研究、分析を推進し、戦略的ながん対策を進めるため、平成 25 年 4 月に、弘前大学に寄附講座「地域がん疫学講座」を開設したところです。同講座からは、平成 26 年 10 月に、2 次保健医療圏ごとのがんの罹患と死亡の状況が示されるとともに、これらを踏まえ、がん検診の受診率向上を初めとする対策について提言が行われております。

県では、がん検診の受診率向上に向けて、今年度の重点事業として、新聞紙面を活用した普及啓発のほか、市町村担当者研修会や企業、団体の経営者等を対象としたトップセミナーを開催しているところですが、平成 27 年度には、これらに加え、提言を踏まえた新たな取り組みを行うこととし

ています。

具体的には、がん検診受診者数について、基準年度より増加した市町村に対し、増加した経費の2分の1を補助する事業、県が、がん検診未受診者への受診勧奨を専門に行うコール・リコールセンターを設置し、モデル的に数市町村で受診勧奨を行い、効果をはかる事業などに取り組むこととしております。(健康福祉部長)

イ 市町村が実施する胃がん検診について、がんの発見率を高めるためにも、胃X線検査に加え、胃内視鏡検査を実施すべきと考えるが、県の見解を伺いたい。

答え 市町村が住民に対して実施するがん検診は、がんの症状がない健常者に対して行うものであり、国立がん研究センターががん検診の実施方法についての評価をまとめた有効性評価に基づくがん検診ガイドラインでは、がんによる死亡率減少などの効果を確保するとともに、身体への影響や経済的な負担などができるだけ少なくなる方法での実施が必要であるとしています。

本ガイドラインでは、胃がん検診については、胃部X線検査（バリウム検査）による実施を推奨しており、これを踏まえた国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針においても、胃がん検診の検査方法は胃部X線検査によることとされ、市町村において実施されています。

また、昨年10月の寄附講座からの提言において、がん検診については、科学的根拠のある検診の提供と受診率の向上が提案されたところであり、県としては、このことも踏まえ、国が推奨するがん検診のより一層の充実を図ることとしています。

なお、この有効性評価に基づくがん検診ガイドラインについては、現在、見直し作業が行われており、胃がん検診についても、胃内視鏡検査も含めた検討が行われていると聞いており、その動向を注視していきたいと考えております。(健康福祉部長)

(2) 学校におけるがん教育について

学校においてがん教育を通して命の大切さを育むべきと考えるが、県教育委員会では今後どのように取り組んでいくのか伺いたい。

答え 学習指導要領では、教科「体育」及び「保健体育」において、生活習慣と関連の深い病気として教科書を中心にがんを取り扱うこととなっており、

各学校ではこれに基づいて指導を行っております。

また、文部科学省が設置したがんの教育に関する検討委員会の平成26年2月の報告書では、がん教育の目標は、がんに関する正しい理解、命の大切さについて考える態度の育成となっております。

このことから、県教育委員会では、来年度、健康教育実践研究支援事業で、中学校と高等学校それぞれ3校を指定し、県立中央病院の医師や看護師が講師となり、特別授業を実施することとしております。

実施に当たっては、講師と学校が打ち合わせをしながら、がんへの理解やがんと生活習慣などの内容について、生徒の発達段階に応じて行うこととしております。

県教育委員会としては、今後とも、関係機関と連携を図るとともに、他県の先進事例などを参考にしながら、児童生徒が自他の命の大切さを知り、自己のあり方や生き方を考える態度を育成できるよう、がん教育の推進に努めてまいります。(県教育長)

4 提出議案知事説明要旨 「子ども・未来の希望プロジェクト」 子どもたちの希望を実現するための環境について

(1) 子どもの貧困対策に関する計画について

ア 計画策定にあたっての県の基本的な考え方を伺いたい。

答え 子どもは将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境の整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要であります。

平成26年1月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律により、都道府県においては、同年8月に策定された子供の貧困対策に関する大綱を勘案し、都道府県計画を策定することが努力義務とされています。

県では、この国の大綱において重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の各項目が示されていることから、計画の策定に当たっては、これらの項目ごとの対策を掲げるとともに、施策の実施状況や効果を検証、評価するための指標の設定を行うほか、検証、評価を踏まえた施策の見直しや改善方法の検討を行うための仕組みを設けることなどを考えております。(健康福祉部長)

イ 県では計画策定にどのように取り組んでいくのか伺いたい。

答え 貧困対策の大綱では、子供の貧困対策を総合的に進めるためには、地域における多様な関係者の連携、協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要とされています。このため、計画の策定に当たっては、有識者や現場で子どもの貧困対策に携わっている関係者などを構成員とする会議を開催し、検討を進めていきたいと考えています。

県では、計画策定の指針となる国の大綱に示された方向性に沿う形で基本理念や今後の施策の方向などについて議論し、平成27年度中に子供の貧困対策に関する計画を策定することとしています。（健康福祉部長）

（2）本県高校生の退学状況について

ア 経済的理由及び家庭の事情による退学者数とその割合を伺いたい。

答え 文部科学省が公表している平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、平成25年度の本県高等学校の中途退学者数は、県立、私立合わせて564名となっております。そのうち経済的理由による退学者数は20名、退学者全体に占める割合は3.5%となっております。また、家庭の事情による退学者数は21名、割合は3.7%となっております。（県教育長）

イ 経済的理由による退学を相談された際の、県立高等学校の対応について伺いたい。

答え 県立高等学校では、生徒から経済的理由による退学の相談があった際は、教員が生徒や保護者から事情をよく聞き、必要に応じ、関係機関から情報を得ながら、生徒が学業を継続できるような支援を行います。

具体的には、ホームルーム担任及び学年主任等が、家庭状況を考慮しながら、各機関による奨学金制度の情報提供や申請手続の支援など、学業の継続の可能性を探っています。また、学校によっては状況に応じてアルバイトも認めています。

なお、これらの対応でも学業の継続が困難な場合には、働きながら学べる定時制や通信制の課程への転学を勧めるなど、本人が夢や志を持ち続けられるよう支援しております。

県教育委員会としては、今後とも、各県立高等学校が関係機関との連携を図りながら適切な支援を行えるよう対応してまいります。（県教育長）

要望 親の経済的な状況や家庭環境によって子どもがその将来を左右される、影響される、ひいては学業の継続まで断念せざるを得ない、こうした状況は何としても本県から撲滅していかなくてはいけないと思います。

私のところに寄せられたエピソードを一つ紹介しておきたいと思います。

男子高校生です。一人親家庭で、一生懸命学んで県内の大学の薬学部に進学をいたしました。ところが、進学した段階で、母親は必死になって経済的な工面をしましたが、2年次進級に当たって、経済的な対策、授業料等の工面ができず、結果的にそのお子さんに大学をやめるよう母親は涙を流しながら訴えなければいけなかった。その子どもは、残念ながら、母親の言葉を聞き入れてやめざるを得なかった。やめた後にその話が来ました。やめる前に、やめるという決断をする前に何かできることはなかったのか。

なぜその子どもさんが薬学部を目指したのかというと、実は自分の父親が肝臓がんで亡くなった。そうした肝臓がんの患者をなくしたい、父親のようながん患者をなくしたい。そのために薬剤師として薬の研究開発に取り組みたいという思いを持って彼は勉学にいそしみ、何とかその夢を継続したいと思って、国立大学への進学を目指して再び勉強していると聞いております。

向学心あふれる生徒がこの青森県内にもおります。そうした生徒たちが、学業を継続できる環境をつくってあげる、これが我々大人の務めではないでしょうか。どうか副知事はじめ、関係部長、教育長の皆様には、そうした点をよくよく考慮して、この貧困の連鎖解消に取り組んでいただきたいと思います。

5 提出議案知事説明要旨 「震災からの復旧・復興」 災害時応援協定の円滑な実施について

災害時の食料の安定供給を図るため、災害時応援協定の締結を進めるとともに、災害発生時に協定締結事業者が業務を円滑に実施するための取り組みを進めるべきと考えるが、県の見解を伺いたい。

答え 県地域防災計画においては、地震等の災害により食料を確保することが困難となることから、日常の食事に支障がある被災者等に対しては、速やかに食料を供給するため、県は、民間事業者や団体等との間で災害時の食料供給に関する協定の締結を推進し、現在、14 事業者と協定を締結しております。

災害発生時に協定締結事業者が物資の供給を円滑に実施していただける

よう、県総合防災訓練や図上訓練等に参加していただいているところであり、訓練後には事業者から御意見もいただいているところでもあります。

県としては、引き続き、新たな災害時応援協定の締結の推進を図るほか、協定締結事業者の防災訓練等へのさらなる参加を呼びかけるとともに、意見交換を密にするなど、災害発生時における協定締結事業者の業務の円滑化に資する取り組みを進めてまいります。(危機管理監)